〈倫理空間〉をめぐって

馬 渕 浩

はじめに

二 倫理空間の現在

おわりに 自由主義とその限界

V

はじめに

ということばはこれまで倫理学において多用されてきた概念ではないにもかかわらず、拙著においては倫理空間に 関する概念規定がじゅうぶんには行なわれていなかったのである。 にすぎないのではなかった。ところが、このような目論見によって用いられたにもかかわらず、そのことばは一種 倫理空間ということばは、 な姿を提示する現代の倫理問題の構造を可能なかぎり統一的な視点から俯瞰するというものであった。それだから、 扱ってはいるが、それらの叙述をつらぬく問題意識は、倫理空間ということばを一つの手掛かりとして、さまざま の比喩として理解されてしまった。このような理解が生まれるのには、 筆者が二〇一〇年に上梓した拙著は『倫理空間への問い』という題名をもつ。この本は現代の多様な倫理問題を この本にとっての鍵概念であって、たんに書名のためだけにあつらえた気の利いた表現 たしかにそれなりの根拠がある。 倫理空間

たかめることである。おそらく、この試みによって歩みうるのはわずか数歩にすぎないであろう。だが、 の歩みによって、拙著に含まれてはいるがじゅうぶんには展開しえなかった論点が明らかになるだろう。 本稿は、 倫理空間という概念にたいしてより明確な輪郭をあたえ、そうすることによってこのことばの耐用性を

倫理空間とはなにか

倫理空間とはなんであろうか。 拙著においては、 倫理空間ということばについてつぎのような説明が行なわれて ところから、

考察を始めることにしよう。

倫理学の語彙のなかで倫理空間ということばに近いものを探すとすれば、

それは道徳共同体あるいは倫理共同体

は「倫理」という名で呼ばれる。倫理学は、人びとのさまざまな営み であり、そこでは「してもよいこと」、「してはならないこと」を規定するルール、規則が支配している。それら 倫理学は世界を〈倫理空間〉として描きだす。倫理空間とは人間と人間とがかかわることで成立する空間のこと 助けあうこと、恋愛すること、治療すること、死にゆくこと、殺しあうこと、そして倫理学を営むこ ――生まれること、食べること、学ぶこと、

となど一切合切

――が倫理空間において生起すると考える。

うだ。まずは、 生活空間や日常空間を倫理空間として見ることは、そこで生を営むひとびとを義務と責任の主体として見ること、 て、なにが企てられようとしているのかである。この問いにたいしては次のように答えることができる。すなわち、 者たちならば、その生活の営みにおいて、常にすでに倫理空間のなかに存在していることになる。しかし、ならば この引用文においては、 あるいは、そこで営まれるひとびとの振る舞いを倫理的な行為として見ることである。だが、結論を急ぎすぎたよ だろうから。したがって、説明しなければならないのは、生活空間や日常空間をあえて倫理空間と呼ぶことによっ 別な空間ではけっしてなく、ひとびとがそこで日常的な生活を営むありふれた空間である。一定の社会生活を営む ふれた空間であるのなら、たとえばそれを生活空間とか日常空間とかよぶことによって、おそらく事足りてしまう 倫理空間ということばを用いることの意味はほとんど失われてしまうのではないだろうか。なぜなら、それがあり 倫理空間と類似することば、 倫理空間ということばは倫理規範が支配している空間を意味している。 つまり道徳共同体あるいは倫理共同体ということばとの異同を考える だから、それは特

とは異質なものとして理解されてしまうのではないだろうか。つまり、 るのではないだろうか。そうだとすると、 ばには、 支配を想定しているがゆえに、その点で道徳共同体ということばと類似している。しかし、道徳共同体ということ であって道徳的な評価とは無関係であり、 は同時にいくつかの共同体に属しているわけであるが、それぞれの共同体そのものは独立したものとして思念され ということばである。言語共同体が特定の言語を話すひとびとの集合を意味するように、道徳共同体は特定の道 たとえば、 倫理規範にしたがっているひとびとの集合を意味するであろう。 それが他の種類の共同体とは異質の共同体であるという隔たりが含意されてしまうように思われる。 あるときは言語共同体、あるときは科学者共同体、そしてあるときは道徳共同体というように、 たとえばあるおなじ人物の科学者共同体での営みと道徳共同 道徳的評価の対象となるのは道徳共同体の内部での行為だけであるとい 科学者共同体の内部での行為は科学的行為 倫理空間ということばもまた、 倫理規範 つま (T)

狭い意味での反倫理的行為と同じように、科学、 となりうる。 対化したかったからにほかならない。 的営みを遂行することも、 してみられることになるだろう。そのとき、科学者共同体に属する人物とその行為は倫理とは無関係のことがらと 倫理 科学者の営みもまたすぐれて倫理とかかわるということなのであった。 から切り離されてしまう。 もっぱら科学者としてとらえられることだろう。そして、その人物の営みは、 体という語 嘘をつかないとか人助けをするとかいったような、 一のかわりに倫理空間という語を用いたのは、そうした諸共同体の独立性を仮構 スポーツ共同体に属する人物がスポーツをすることも、 倫理空間という語を用いることで強調したかったのは、 科学者共同体に属しているという表現を用いると、この共同体の内部に存在 スポーツ、経済活動といった通常は倫理的に無記だと思われてい 狭い意味での倫理的行為や、 科学者共同体に属す人物が科学 常にすでに倫理的 もっぱら科学的 殺人や盗みのような そのような断 な評 する見方を相 の対

うような理解が抱かれてしまうように思われる。

168

こんでいる。

る行為もまた、倫理的な眼差しにさらされるわけである。このような倫理学的視点から見いだされる世界が倫理空 間である。こうして見いだされる倫理空間は、それゆえ、科学者共同体も政治共同体も道徳共同体をも越えて包み

帯びるものとして、あるいは倫理的な位相をもつものとして記述してゆくことだろう。 間として見出し、そこで生を営むひとびと、その振る舞い、それらが織りなす制度といったものを倫理的な意味を う点で共通の性質をもつ有機体としてそれらを考察の対象とするだろう。同じように、倫理学はこの世界を倫理空 間であろうがアメーバであろうが、分子生物学的な視線のもとでそれらのさまざまな性質を捨象し、分子構造とい まざまな差異は捨象されることになる。物理学者はそのように世界を観察し説明する。分子生物学者であれば、人 の世界を物理法則が支配する物理空間と見なすだろう。自由落下の法則を用いて運動を説明しようとする物理学者 このことを次のように説明することもできるだろう。 雨粒も鉄球も人間の身体も等しく質量をもった「物体」とみなされるだろう。そのとき、落下物のさ 世界はさまざまな視点から記述しうる。 物理学者なら、

話を分かりやすくするために、ここで井上ひさしの『犯罪調書』冒頭の一節を例にしてみよう。

たく光る鋭利な刃物を握りしめ、娘の下腹部へ顔を近づけて行き、ぐさりとその刃物を突き立てた……。 高く盛り上った胸が皮鞴のように規則正しくゆっくりとせり上り沈み込む。と、思いつめた目をした中年男が冷

白い下半身を剥き出しにした娘が横たわっている。麻酔薬を嗅がせられているらしく身動きひとつしない。娘の、

とまずはいえる。つまり、 このテクストはいったいなにを描いているのだろうか。このテクストでは中年男の行為が記述されていると、 彼がなす動作が客観的に描かれているとはいえる。しかし、他者の身体に刃物を突き立

V

捨てにしておく。

作が、 者危害原則に反しているかどうかが吟味されることになる。倫理空間において見るとは、具体的にはこのようなこ おいてなされている以上は、 いのが普通だからである。 他者への危害を禁じる規範の支配する倫理空間内の行為として認知され、そうなることによって、それが他 つまり倫理的評価の対象となる。ある視点からは単なる動作として記述されたものもまた倫理空間に 同時に加害行為と考えられるだろう。 しかし、それが加害行為として見られるやいなや、それは倫理的に許されるかどうかが 常に倫理的に許されるかどうかが問われる。他者の身体に刃物を突き立てるという動 われわれは、そうした動作を単純に「中年男の動作」とは見な

ない加害行為とみなされることになる。 行なわれているのだろうか。もしそれらの条件を満たさずに手術が行われたとすれば、その手術は倫理的に許され 行なわれたとしても、 うか。つまり、その行為は倫理学的視線から逃れることになるのだろうか。そうではない。手術という場面設定が だとすれば、 して、彼は患者の同意を得ているのだろうか。その手術は現代の適正な技術レベルをともなう適切な環境のもとで 井上のテクストに戻ることにしよう。 中年男の行為は医学的行為として描かれていることになるから、 次々に疑問が浮かんでくるだろう。その中年男は有資格の医師なのだろうか。 井上のテクストにおいて描かれているのは、じっさいは手術の場面である。 倫理空間の外部にあるといえるだろ 医師なのだと

当性を問う。このような倫理学的視線によって見出される世界、 行為がなされるとき、 医学的行為のような、 文脈などに注目し、 倫理学的視線は、 一見倫理とは無関係に見えるような事柄について、 倫理的判断の対象とするのである。だから、どのような分野の行為であれ、 その主体、 結果、 動機、 それが倫理空間である。ここでは、 規範といった構成要素に向けられ、 倫理学はその事柄にかか そのように言 その倫 わ る主 一体の適

二 倫理空間の現在

では、まず前者の倫理空間の拡大という特徴から見ていく。 の倫理空間 かのトピックは、このような現代の倫理空間の特徴が刻まれたものであったはずである。 倫理空間 おもに二つの特徴が注目されている。 一の現代的な有り様を描くことが目的とされていた。それゆえに、 つまり、 倫理空間の拡大と自由主義化との二つである。 拙著でとりあげられたい 拙著においては

そのような大雑把な説明でも充分に有効だからである。 によって確定されるという説明をしておくことにする。倫理空間の現在的特徴に関して最低限のことを述べるには ければならない。しかし、ここでは、 線はどのように説明されうるだろうか。この問いに正確に答えるためには、 ある領域の拡大や縮小について語るためには、 倫理空間の境界は、 その内部で行為する行為主体の影響と責任がおよぶ範囲 その領域の境界が問題となる。それでは倫理 おそらくひどく面倒な作業をこなさな

うなものであるかぎり、その影響は加害的なものであるということができる。一般に、 者にまで及ぶ。そうした他者たちの健康を損なったり生命を奪ったりするかぎり、 などの影響は 国境の存在は意味をなさない。 たとえば地 されないとみなされている以上、 理空間 球環境問題を例にしよう。 の境界、つまり行為主体の影響と責任の範囲を拡大するさまざまな圧力要因があるが、その一つとして、 国の内部にとどまることはないからである。その影響は一国の領域を越境し、 ある国の日常生活をささえているエネルギーや水、 地球環境問題を引き起こす行為、 地球環境問題と呼ばれるものの影響は文字どおり地球規模のものであって、 制度、その主体は、 土地などの消費、 要するに生活環境を破壊するよ 他者への加害が倫理的に許 倫理的な視線によって捕捉 異国の 廃棄物の放 顔も

V

他者は、

隣人とよばれる範囲にある者たちにすぎなかった。それにたいして、グローバル倫理においては、

きる。こうして、 されるべき対象である。 地球環境問題が地球規模であることによって、 つまり、 地球環境問題を引き起こす行為は倫理空間の内部の出来事として考えることがで 倫理空間が文字どおり地球規模にまで拡大してい

気後退へと帰結した。 済能力に疑問符がつくひとびとに住宅ローンを貸しつけることを許したあやしげな制度の破綻は、 けであると限定する必要はないが。近年の、そのもっとも顕著な例がサブプライムローン制度の破綻であった。 がくしゃみをすれば世界が風邪をひく」という状況を生みだしている。もちろん、くしゃみをするのがアメリカだ くしゃみをすれば日本が風邪をひく」といわれたことがあったが、こんにちのグローバルな経済体制は ように地球環境問 ように経済、 倫理空間の境界を拡大する別の圧力要因としてグローバル化をあげることができる。 情報、文化など社会の様々な領域が地球規模化することを意味する。いうまでもなく、 .題も環境問題のグローバル化であるといえる。経済を例にとってみよう。かつて、「アメリカが 地上のある地域での出来事がその地域的圏域を越境し、たとえば地球の裏側に住むひとびと グローバル化とは、 世界規模での景 すでに述べた 「アメリカ 周知 返 0

の生活に大きな影響を及ぼす。これほどまでに経済は相互依存の関係を地球規模で深めてい グローバル化とは、このように地球規模でのひとびとの結合と一体化をしめすことばであって、 だからグロ 1

ひとびとの影響関係はローカルな圏域の内部には留まりえない。

だからこそ倫理空間

ル化した世界においては、

顔が見える範囲に適用される「隣人倫理」であって、そこにおいては、 る。このような倫理空間の拡大によって焦点化する倫理を、たとえば試みに「グローバル倫理」と形容することに しよう。すなわち、 なぜなら、ひとびとの行為が影響を及ぼし、だからその責任を負うべき他者の領域が拡大するからであ 他者の領域が地球規模にまで拡大することによって成立する倫理である。 ある人物が倫理的に配慮しなければならな 従来の倫理

対象となるのである。 0 飢餓に苦しむ者たち、 圧政のもとで虐げられている者たち、故郷を追われ難民と化した者たちが、倫理的配慮の

とである」。そうした社会においては、「社会的連帯を人類的同胞愛にまで拡大する」ことによって成立するような 排除の対象となってしまう。これにたいして、「開いた社会とは、原則的には、全人類を包含するような社会のこ するだろうが、その愛が到達する距離は家族や国家の内部にとどまるだろう。その外部に存在する個人は、むしろ 道徳が支配することだろう。 ベルクソンにならって、それぞれ「閉じた道徳」と「開かれた道徳」とに対応させることが許されるかもしれない。 れている」。その典型的なものは、家族愛や祖国愛である。それらは愛する者たちのために自己犠牲や献身を要求 て支配しているのが閉じた道徳である。「人間の元来の、基礎的な道徳的構造は、単純で閉じた社会のために作ら ベルクソンによれば、閉じた道徳は閉じた社会に、開かれた道徳は開かれた社会に組み込まれる。閉じた社会とは 「どんな瞬間にも若干数の個人を包含し、その他の個人を排除することを本質としている」。このような社会にお あるいは文脈は異なるけれども、隣人倫理とグローバル倫理という二種類の倫理を、『道徳と宗教の二源泉』の 倫理空間のグローバルな拡大は、ベルクソンが「開かれた道徳」と呼ぶものをまさに

三 自由主義とその限界

必要としているように思われる。

いが、ここでは個人の自由を最大限に尊重する立場としておくことにする。 グロ ーバル化とならんで、今日の倫理空間を特徴づけているのは自由主義であるだろう。 自由主義の定義は難し

さて、 倫理というものを「してもよいこと」と「してはならないこと」のリスト、 すなわち許容と禁止の規則 0

を掲げるかもしれない。そして自由主義は「各人の自由を最大限に尊重する」という原則を採用するだろう。 大きく受けている。そして、それと比例するように、 らく、今日この自由主義の原則を否定することは困難である。政治や経済と同じく倫理もまた自由主義的な影響を 要であるが、この原則はさまざまでありうる。たとえば、古典的功利主義なら「全体の幸福量を増大させるかどう か」という原則を採用してリストを作成するだろう。カント主義ならば「他の人格を目的として扱う」という原則 リストと考えることにしよう。このリストを作るためには基準、すなわち個々の規則の取捨選択を支える原則が必 自己犠牲と共同体への献身を命じる倫理の評価は、 おそらく おそ

圧倒的な速度で凋落している。

びとの自由は毀損されてもよいという発想は許されないのである。しかし、自由尊重の原則にしたがって各人が自 らないが、それは他者の自由を奪ったり、他者に危害を与えたりしないかぎりにおいてである。その意味で、 加えないという制限のもとでのみ許容されなければならない。このように、あるひとの自由は尊重されなければな えてしまう。 という行為を考えてみればよい。喫煙によって喫煙者本人の健康がむしばまれたとしても、基本的に喫煙は自由で 重することを要求する自由は万人の自由だからである。 てしまうことになる。これでは、万人の自由が尊重されたことにはならない。よって、 あろう。しかし、 からの自由を追求するとき、 人の自由を尊重せよという自由主義の原則は、この他者危害原則を伴なわざるを得ない。なぜなら、 厳密には他者危害禁止原則というべきものであり、文字通り、他者へ危害を加えることを禁止する原則である。 自由の尊重という原則には重要な限定がともなう。 受動喫煙によって健康を害したり命を落としたりすれば、 喫煙は完備された環境で行なわれるのでないかぎり、 あるひとの自由が他のひとへの危害を引き起こしてしまうことがある。 つまり、 他者危害原則による限定である。他者危害原 一部のひとびとの自由は尊重されるが、 その受動喫煙被害者の自由は大幅に奪われ 受動喫煙によって必然的に他者に害をあた 喫煙の自由は他者に危害を たとえば喫煙 自由主義が尊 他 このひと 自由

危害原則を破ることはないだろう。

162

(29)主義は自由 毀損しないという限定のもとで最大限に自由を尊重するものである の尊重という大原則にもかかわらず、 自由を無制限に尊重することはできない。それは他者危害原則を

保護されるべき他者が拡大すればするほど、 大を意味するわけだが、それは同時に他者危害原則によって保護されるべき他者の領域が拡大することを意味する。 自由主義的倫理空間の構築は倫理空間の拡大と両立するのかということである。 さて、これまで今日の倫理空間の特徴としてその拡大と自由主義的な構築について並列的に述べてきた。 自由は制限される可能性が高まる。 倫理空間の拡大は他者の領 だから、 倫理空間の拡大は自由 問 題 の拡 ば

制限する圧力として作用するかもしれないのだ。

気配がせまる初夏の日に涼感を得ようとして、あるいは酷暑の夏に生命の危機を回避しようとして-に用いるかは私の自由であるはずだから、 の自由である。 ては真冬の無人の部屋に冷気を充満させるという目的のためだけに――エアコンと電力を用いようとも、 エアコンと電力を購入したとしよう。 たとえば、 すでにふれた地球環境問題を考えてみよう。 そして、 隣人倫理が支配するような狭い倫理空間においては、そうすることによっておそらく他 自由主義の原則に従うなら、 私がエアコンと電力をどのように用いても私の自由である。少し暑さの 私が労働の正当な対価として受け取 私が正当な手段で手に入れた所有物をどのよう った貨幣を用 それは私

生させるが、 悪影響を及ぼすことにつながるだろう。 温暖化が科学的事実であるとすれば、 させるために用いられる電力は石油を燃やすことによって生み出されている。 だが、 地球環境問題という視点から眺めるなら、これらの行為は別様に評価されるはずである。 大気中に放出される二酸化炭素は地球温暖化を加速させるといわれる。 エアコンの使用は隣人の領域を越えた他者たちに様々なかたちで地球! あるいは、 石油を消費することによって、 石油を燃やすことは二酸 未来世代が石油を消費するチャ 二酸化炭素の増加による地 エアコンを稼働 化炭素を発 規模の

であるのなら、それは禁止されなければならない。

数え入れられるかが変化してしまうからである。

161 いう日常生活においてありふれた行為が、他者危害行為として認定されるかもしれない。もしそれが他者危害行為 ンスを奪うことにつながるかもしれない。このように、 地球環境問題という視点から見ると、エアコンを用いると

思われる を課されることになるはずである。自由主義と倫理空間の拡大とは、こうした齟齬を生み出すものであるようにも によって禁止されることになるのかもしれない。以上のような推論が正しいのだとしたら、自由主義は相当の制限 がもたらす影響を、たとえば一国という閉じた倫理空間のなかでのみ評価することは説得力を失いつつある。そし るのであり、そのような評価を行うやいなや、これまで自由主義的に正当化された行為が他者危害原則という制約 て、そうであることによって、ある行為主体の行為は、多くの他者との関係において評価されなければならなくな いずれにしても、倫理空間がグローバルに拡大することによって、個人であれ企業であれ国家であれ、その行為

おわりに

とを決して意味しない。たとえば、 理空間のなかに招きいれられる。だが、そのことは、すべての他者が倫理空間の内部に無条件に受けい 誰がこの空間のなかに属すのかという問題がきわめて重要である。この問題を倫理空間の境界問題と呼ぶことにし よう。倫理空間の拡大は、確かに他者の領域を拡大することになる。その拡大によって、さまざまなひとびとが倫 以上、倫理空間の現代的な特徴についてみてきた。すでに明らかであるように、倫理空間を考えるにあたっては、 倫理空間をどのような視点から眺めるかに応じて誰が倫理空間の構成員として れられるこ

だろう。

160

閉じることとする。

たとえば、マイケル・トゥーリーのようなパーソン論の議論を思い起こせばよい。通常は、

人間が倫理空間

この構

このように、 義、生態系中心主義といった枠組みをつぎつぎと構築し、道徳的に配慮されるべき存在の領域を拡大したのである。 けられる環境倫理学は、 りそれは事実上、 この論理を用いて、胎児の人工妊娠中絶のみならず、新生児の殺害も道徳的に許容されるという結論を導く。 味での人格(パーソン)とを峻別し、生存権を認めることができるのは後者だけであると論じた。トゥーリー 域が変容をこうむる。だから、グローバル化が進展してもなお、 成員と見なされるだろう。 倫理空間の境界問題は未決である。 倫理空間をいかなる思考枠組みのもとで目差すかに応じて、倫理空間に招きいれられるべき他者の領 生存権が付与される存在の領域を縮小する試みである。 道徳の中心に人間を位置づける発想を批判する。 しかし、トゥーリーは、 生物学的な意味での人間(ホモ・サピエンス)と、 誰が倫理空間の住民であるかが問われ続けられる 環境倫理学は動物中心主義 他方、人間中心主義批判によって特徴づ 生命中心主 道徳的な意 つま

るかは、 それはまさに倫理学が権力性をおびるその瞬間となる。その意味において、倫理空間の境界問題にどのように答え て、このことばがはらむ問題性は明らかになったのではないだろうか。そのことをひそかに希望しながら、本稿を まだに概念的な厳密さを獲得してはいないことを認めなければならない。しかし、これまでの大まかな描写によっ 生殺与奪の問題とひとつである。そしてすでに拙稿で述べたように、倫理学が倫理空間の境界問題に関わるとき、 倫理学の基本的な方向づけを決定するような問題であることになる。 倫理空間の境界問題は、 誰を生きさせるのか、 あるいは同じことであるが、 確かに、 倫理空間ということばがい 誰の命を奪うのかという

159 (32)

(10)

参照、

拙稿「イデオロギー論と倫理学」、『理想』六八五号、

理想社、二〇一〇年。

欧

(9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 注 同書、 四頁。 米の「生命倫理」 この例は以下から学んだ。 拙著『倫理空間への問い-マイケル・トゥーリー 同書、三二八頁。 アンリ・ベルクソン ハンス・ヨナス『責任という原理 井上ひさし『犯罪調書』集英社文庫、 六九頁。 六九頁。 論 東海大学出版会、一九八八年、 『道徳と宗教の『 「嬰児は人格を持つか」森岡正博訳、 新田孝彦『入門講義 応用倫理学から世界を見る』ナカニシヤ出版、二〇一〇年、 集英社、 一源泉』 -科学技術文明のための倫理学の試み』 平山高次訳、 一九八四年、 倫理学の視座』世界思想社、二〇〇〇年、 所収。 岩波文庫、 八頁。 加藤尚武・ 岩波書店、 飯田亘之編 加藤尚武監訳、 『バイオエシックスの基礎

九九頁。

ーii 頁。

東信堂、二〇〇〇年、

一九五八年、三七頁。